

1.4 保安のための管理体制及び管理事項

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 の規定に基づき制定した玄海原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)の概要について説明する。

1.4.1 発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方

保安規定は、玄海原子力発電所原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。

発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方の詳細については、「添付資料-2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定」(以下「添付資料-2 保安規定」という。)の「第 1 章 総則」を参照する。

1.4.2 品質保証活動

品質保証活動は、原子力の安全を確保するため、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。

品質保証活動と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、品質保証活動に係る保安のための管理体制及び管理事項の詳細については、「添付資料-2 保安規定」の「第 2 章 品質保証」、「第 3 章 保安管理体制」、「第 10 章 保安教育」及び「第 11 章 記録及び報告」を参照する。

1.4.3 運転管理

運転管理活動は、通常運転時及び事故・故障時における適切な運転操作のために必要な教育・訓練、運転員の組織・体制の確立、運転操作マニュアル類の整備、系統監視や巡視点検による異常の早期発見、定期的な試験による機器の機能確認等を適切に行うことにより、プラントの安全・安定運転を確保することを目的とする。

運転管理と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、運転管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 4 章 運転管理」を参照する。

1.4.4 燃料管理

燃料管理活動は、新燃料の受入れ・貯蔵、燃料の検査・装荷・取出し、使用済燃料の貯蔵・搬出、炉心管理、水質管理、予期せぬ臨界の防止、崩壊熱除去等を適切に行い、燃料の健全性を確保することを目的とする。

燃料管理と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、燃料管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 5 章 燃料管理」を参照する。

1.4.5 放射性廃棄物管理

放射性廃棄物管理活動は、発電所から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物について、法令に定められる濃度限度を遵守することは当然のこととして、ALARA の考え方にに基づき放出量の低減に努め、公衆の被ばく線量を低いレベルに制限するとともに、放射性固体廃棄物について、適切に保管又は貯蔵し、保管量を低減させることを目的とする。

放射性廃棄物管理と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、放射性廃棄物管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 6 章 放射性廃棄物管理」を参照する。

1.4.6 放射線管理

放射線管理活動は「合理的に達成可能な限り低く」という ALARA の精神を踏まえ、放射線管理区域の区域管理、放射線管理区域内における線量当量率等の測定、被ばく低減対策、環境放射線モニタリング等を適切に行い、放射線業務従事者及び一般公衆の放射線防護を確実に実施することを目的とする。

放射線管理と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、放射線管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 7 章 放射線管理」を参照する。

1.4.7 施設管理

施設管理活動は、発電所を構成する設備の点検・補修・改良、予防保全、経年劣化の監視、運転中の水質管理等を適切に行い、その機能の健全性の確認と信頼性の維持向上を図ることを目的とする。

施設管理と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、施設管理に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 8 章 施設管理」を参照する。

1.4.8 緊急時の措置

緊急時の措置は、発電所の方が一の事故発生時における公衆への影響を最小限にとどめるために、緊急時における体制の確立、通報連絡及び実施に係る社内マニュアル等を整備し、これら一連の対応を適切に実施できる体制を確立し、訓練を実施することにより、原子力災害の発生並びに拡大を防止することを目的

とする。

緊急時の措置と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、緊急時の措置に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 9 章 非常時の措置」を参照する。

1.4.9 安全文化の醸成活動

安全文化の醸成活動は発電所の安全を最優先とした保安活動を確実なものとするために、安全文化を醸成するための活動を計画、実施、定期的に評価及びその活動を継続的に改善することを目的とする。

安全文化の醸成活動と保安規定の関係を第 1.4-1 表に示す。

なお、安全文化の醸成活動に係る保安のための管理事項の詳細については、「添付資料－2 保安規定」の「第 2 章 品質保証」を参照する。

第 1.4-1 表 保安のための管理体制及び管理事項と保安規定の関係

保安のための管理体制及び管理事項	保安規定
1.4.1 発電用原子炉施設の運転に係る保安の考え方	第 1 章 総則
1.4.2 品質保証活動	第 2 章 品質保証
	第 3 章 保安管理体制
	第 10 章 保安教育
	第 11 章 記録及び報告
1.4.3 運転管理	第 4 章 運転管理
1.4.4 燃料管理	第 5 章 燃料管理
1.4.5 放射性廃棄物管理	第 6 章 放射性廃棄物管理
1.4.6 放射線管理	第 7 章 放射線管理
1.4.7 施設管理	第 8 章 施設管理
1.4.8 緊急時の措置	第 9 章 非常時の措置
1.4.9 安全文化の醸成活動	第 2 章 品質保証